

手続き・届出



村民課住民係 TEL 2 - 3 1 1 3

母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

戸

籍

戸籍の届出

戸籍は、夫婦や親子などの身分関係を登録して公証するもので、届出に基づく出生から死亡までの事項が正確に記録してあります。記載事項に異動があったときは、すみやかに届け出てください。

届出の種類	届 出 期 間	届 出 人	届 出 先	届出に必要なもの
出生届	生まれた日から 14日以内	父または母	出生地、本籍地、届出人所在地（一時滞在地）のうちいずれかの区市町村役場	届書 印鑑 母子健康手帳 国民健康保険証（加入者のみ）
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族、その他の同居者、家主、地主、家屋または土地の管理人の順	死亡地、本籍地、届出人所在地（一時滞在地）のうちいずれかの区市町村役場	届書 印鑑 国民健康保険証（加入者のみ） 国民年金手帳（加入者のみ）
婚姻届	届け出た日に効力が生じる	結婚する2人（証人2人の署名押印が必要）	2人の本籍地または所在地（一時滞在地）の区市町村役場	届書 印鑑（夫婦（一方は旧姓）のもの） 届出先に本籍がない場合は、戸籍謄（抄）本 国民健康保険証（加入者のみ） 国民年金手帳（加入者のみ） 未成年者の場合親の同意書
離婚届	届け出た日に効力が生じる	夫、妻（証人2人の署名押印が必要）	夫婦の本籍地または所在地（一時滞在地）の区市町村役場	届書 印鑑（夫と妻別々のもの） 届出先に本籍および復籍する戸籍がない場合は戸籍謄本
転籍届	届け出た日に効力が生じる	戸籍の筆頭者およびその配偶者	現本籍地、新本籍地または届出人の所在地（一時滞在地）の区市町村役場	届書 印鑑 戸籍謄本（本籍地内での転籍の場合は不要）

この他、養子縁組届、養子離縁届、入籍届、分籍届、認知届等があります。詳しくはお問い合わせください。

戸 籍 の 証 明

戸籍に関する各種証明書の交付については、下記のとおりですが、代理人が請求する場合、本人の委任状または承諾書のほか、請求理由や使用目的が必要になることもありますので、事前にお問い合わせのうえ、お越しください。

種 類	窓口（本籍地により異なります）		手 数 料
	本籍地が 小笠原村にある人	本籍地が 他区市町村の人	
戸籍謄（抄）本 （戸籍記載者全員（一部）の写し）	村民課住民係 または 母島支所庶務係	本籍地の 区市町村 の窓口	1 通 4 5 0 円
戸籍附票の写し （戸籍記載者の住所の記録）			○ 1 通 3 0 0 円
除籍謄（抄）本 （除籍記載者全員（一部）の写し）			1 通 7 5 0 円
改製原戸籍謄（抄）本 （改製された元の戸籍の謄（抄）本）			
現在戸籍の記載事項証明 （戸籍に記載された事項の証明）			1 通 3 5 0 円
除籍の記載事項証明 （除籍に記載された事項の証明）			1 通 4 5 0 円
戸籍届書の受理証明書 （戸籍届書が受理されたことの証明）	その届出を受理した区市町村の窓口		○ 1 通 3 5 0 円
不在籍証明 （該当戸籍が無いことの証明）	村民課住民係 または 母島支所庶務係	本籍地の 区市町村 の窓口	○ 1 通 3 0 0 円
身分証明書			

戸籍関係の証明書を請求したい場合、郵便により請求することもできます。他の区市町村役所（場）も同様ですが、「○」表示の証明書は区市町村役所（場）により手数料が異なる場合があります。事前に手数料等を請求先にお問い合わせください。

住 民 登 録

村民課住民係 TEL 2 - 3 1 1 3 母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

住民登録の届出

住民登録は、居住関係（住民票）の公証だけでなく、選挙人名簿への登録、国民健康保険や介護保険、国民年金のほか、印鑑登録などの基礎となるものです。住所や世帯構成などが変わったときは、すみやかに届け出てください。

種 類	届 出 期 間	届 出 先	届 出 人	届 出 に 必 要 な も の
転入届	新しい住所に住みはじめてから 1 4 日以内	村民課住民係 または 母島支所庶務係	本人か世帯主あるいは事情のわかっている代理人	印鑑 / 旧住所地の区市町村長が発行した転出証明書 / 国民年金の加入者は健康保険証
転居届	（ 同 上 ）			印鑑 / 国民健康保険の加入者は健康保険証
転出届	転出予定日までに			
世 帯 変更届	変更があってから 1 4 日以内			

住民登録の証明・閲覧

住民登録に関する各種証明書の交付については、代理人が請求する場合、本人の委任状または承諾書が必要になることもありますので、事前にお問い合わせのうえお越しください。

種 類	手 数 料
住民票の写し	1 通 3 0 0 円
住民票記載事項証明書	
不在住証明書	

外国人登録

村民課住民係 TEL 2 - 3 1 1 3 母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

外国人登録の届出

日本に住む外国人の方が、引き続き国内に90日を超えて滞在するときに必要になります。次のような場合は、すみやかに届け出てください。

●新規登録

こ ん な と き	届出に必要なもの	届出期間
入国したとき	旅券、写真2枚 (4.5cm×3.5cm)	90日以内
子どもが生まれたとき	出生届受理証明書 (または母子健康手帳)	60日以内

●確認(切替)

こ ん な と き	届 出 に 必 要 な も の	届 出 期 間
16歳以上の方	外国人登録証明書、旅券、 写真2枚(4.5cm×3.5cm)	外国人登録証明書に記載された期間内
16歳になる方		16歳の誕生日から30日以内

●変更(訂正)

こ ん な と き		届 出 に 必 要 な も の	届出期間
氏名、国籍の変更や生年月日、性別の訂正		外国人登録証明書、旅券、写真 2 枚 (4.5 c m × 3.5 c m) 変更を証明する文書	14 日 以 内
在留資格、在留期間、職業、勤務先の変更		外国人登録証明書、旅券、変更を証明する文書	
居住居の変更	転入したとき	外国人登録証明書	
	転居したとき		
	転出したとき	14 日 以 内 に、新居住地の「外国人登録窓口」へ	

外国人登録の証明

外国人登録記載事項証明の交付については、窓口に来る方の身分を証明するもの(外国人登録証明書、免許証、保険証、年金手帳、パスポート、学生証、社員証等)が必要です。本人または同一世帯員による申請が原則で、それ以外の代理人の場合には委任状が必要になります。

種 類	手 数 料
外国人登録記載事項証明	1 通 3 0 0 円

印 鑑 登 録

村民課住民係 TEL 2 - 3 1 1 3 母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

小笠原村で印鑑登録ができる方は、小笠原村に住民登録または外国人登録をしている15歳以上の方に限ります。

- 登録場所

村民課住民係または母島支所庶務係

- 登録できる印鑑

一辺の長さが8mmを超え、25mm以内の大きさであること
住民基本台帳（住民票）や外国人登録原票に記載されている氏、名を表していること
輪郭が欠けていたり印面が磨耗していなくて、判読が困難でないこと
ゴム、プラスチックのような変形・磨耗しやすい材質でないこと
いわゆる三文判や指輪印などは、登録印として不適当です。

- 登録申請手続

印鑑の登録申請は、本人が直接するのが原則です。登録する印鑑を持参のうえ申請してください。

- 即時に登録ができる場合

下記のいずれかの方法により、その場で本人であることが確認できる場合は、すぐに登録のうえ、印鑑登録証を交付します。

官公署の発行した免許証・パスポート・許可証・身分証明書等で、本人の顔写真の貼付があり、改ざん防止策が講じてあるものの提示があった場合

保証人をたてる場合

都内で印鑑登録をしている人が、登録申請書の内容を確認のうえ、登録申請書の下段にある保証人欄に住所・氏名の自書および登録印の押印をし、登録申請者が間違いなく本人であることを保証した場合。

その際、保証人の印鑑登録証明書1通の添付が必要です。ただし、保証人が小笠原村で印鑑登録をしている場合は、印鑑登録証明書の添付は必要ありません。

- 即時に登録ができない場合

上記の方法により、その場で本人であることが確認できない場合は、下記の手順によりますが、即時の登録・印鑑登録証の交付はできません。

登録申請者が本人であることおよび本人の意思に基づく申請であることを確認するため、本人宛に照会文書を郵送します。

本人が、郵送された「照会書兼回答書」の所定欄に必要事項を記入、押印（登録申請印）し、申請後1か月以内に登録の申請をした窓口で本人が持参してください。

回答書と引換えに印鑑登録証を交付します。この際、本人の受領印が必要です。必ず申請した窓口にお持ちください。（郵送ではできません。）

～ までを代理人に依頼する場合は、本人の委任状が必要になります。この場合、代理人の印鑑が必要です。

- 登録証の交付手数料

1件300円

印鑑登録の証明

印鑑登録証明書の交付については、申請者は本人・代理人を問いませんが、本人でも印鑑登録証の提示がなければなりません。交付を申請するときは、必ず印鑑登録証を持参してください。

- 申請窓口

村民課住民係または母島支所庶務係

- 交付手数料

1通300円